

雇用を守る町内事業者を応援します！

庄内町雇用継続奨励金のお知らせ

庄内町では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に大きな影響を受けていながらも雇用調整助成金を活用して雇用を維持した町内事業者に奨励金を支給します。

まずはご確認ください

○支給対象者の要件

- 町内に事業所を有する中小企業者
- 令和2年4月1日～令和3年4月30日を含む期間に休業等を実施し雇用調整助成金の支給決定を受けている
- 奨励金の支給後も町内で事業を継続する意思がある
- 町税等の滞納がない

○奨励金の額

- ・町内事業所において休業等をした
従業者数×3万円
- ・1事業者につき
上限45万円

○奨励金の申請（提出期限 令和3年8月31日まで）

令和3年度庄内町雇用継続奨励金支給申請書（町HPからダウンロード可能）を提出

【添付書類】・雇用調整助成金支給決定通知書の写し

・休業等を実施した対象労働者の人数を確認できる書類

- ①就業規則、賃金規定、労働条件通知書のいずれかの写し
- ②休業協定書の写し
- ③労働者名簿の写し
- ④出勤簿、タイムカード、シフト表のいずれかの写し
- ⑤賃金台帳または給与明細の写し

など

・その他関係書類（上記の他に必要書類をご提出いただくことがあります。）

※奨励金の申請は1事業者につき1回までです。雇用調整助成金の支給決定を複数回受けている場合は、いずれか一つの支給決定について申請することができます。

※その他申請に当たって不明な点がございましたら担当あてお問合せください。

○奨励金の支給

- ・令和3年度庄内町雇用継続奨励金支給決定通知書を送付します。
- ・指定の口座に奨励金が振込まれます。

※不正受給があった場合は、支給決定を取り消したり奨励金の返還を求めることがあります。

庄内町雇用継続奨励金に関する問合せ・書類の提出先

庄内町商工観光課商工労働係

〒999-7781 庄内町余目字三人谷地13番地1 商工ふれあい会館内

TEL 0234-42-0138 FAX 0234-42-2559

町HP <http://www.town.shonai.lg.jp/>